

第9期 第1回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年8月7日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（19人）
4. 欠席委員（0人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（10件）
 - 議案第1号 農地法第3条の許可申請について （8件）
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見について （1件）
 - 議案第3号 東温市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について （1件）
7. 農業委員会事務局職員（4人）

8. 会議の概要

○事務局長

それでは、定刻となりましたので、始めたいと思います。

ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。それでは、本日の会議に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中19名です。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は〇〇推進委員、〇〇推進委員が出席しております。それでは会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

第9期1回目の総会になりますが、全員出席ということで、お集まりいただきありがとうございます。第9期の任務ですが、以前からの恒例業務に加え、農地の最適化利用推進、地域計画のブラッシュアップが3年間の課題になってきます。米価の件ですが、全農えひめが公表した価格としては、コシヒカリで16,000円台ということで、恐らく一昨年水準に戻ることはなろうかと思えます。4月に国がコスト指標を示していますが、米60kgで20,535円であり、その金額を大きく下回るという状況になっています。米価については、今後どのようなようになっていくか、見通しがつきにくくなっていますので、注視していかなければならないところです。

それでは只今から第1回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、1番 〇〇委員さん、2番 〇〇委員さん、よろしくお願いします。

只今から審議に入りたいと思います。

まず、議案第1号農地法第3条の許可申請について、8件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 埼玉県川越市〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇。共有名義ですのもう1人おられます。東京都世田谷区〇〇〇〇番〇号 〇〇 〇〇。譲受人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇〇番、田、986㎡、同所同字〇〇〇〇番〇、田、487㎡、計2筆の1,473㎡です。権利内容は売買です。作付作物は水稻、麦です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機です。労働力は、常時1人です。耕作面積は51,386㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、本来、地元、〇〇 委員の報告ですが、初めての農業委員会です。事務局から確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図は4ページです。場所は、〇〇〇〇北側の円の中にある農地です。所有者は関東に住んでおり、元々、譲受人の〇〇さんが管理・耕作されていた農地でした。今回正式に話がまとまり、売買することになりました。〇〇さんは〇〇で、長く農業をされている方であり、特に問題はないかと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。質問がないようでしたら採決をしたと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目、3番目、4番目、5番目、6番目の案件につきまして、譲受人が同一となっておりますので、一括審議を行います。事務局より説明願います。

○事務局

2番 貸付人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇。譲受人 東温市〇〇〇〇番地〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇〇番〇、田、5 2 2 m²、同所同字〇〇〇〇番〇、田、1 8 6 m²、計2筆の7 0 8 m²です。

3番 貸付人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇〇番、田、1, 3 4 6 m²です。

4番 東温市〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇〇番〇、田、4 2 3 m²、同所同字2 6 4番2、田、4 4 7 m²、計2筆の8 7 0 m²です。

5番 貸付人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇〇番〇、田、4 3 2 m²、同所同字〇〇〇〇番〇、田、7 3 2 m²、同所同字〇〇〇〇番〇、田、3 2 1 m²、計3筆の1, 4 8 5 m²です。

6番 貸付人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇〇番〇、田、7 3 0 m²です。2～6番の権利内容は賃借権設定の1年間です。

〇〇〇〇さんに関しては、新規就農者となりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書に関しまして、令和8年7月13日に1反以上の取得に当たるため、ヒアリングを実施しています。農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しています。第1号全部効率利用要件ですが、社会福祉法人が、3条で貸借をされる場合、第1号要件を適用しないと農地法で定められています。今回の申請人である、〇〇〇〇は社会福祉法人であるため、適用外になります。第2号農地所有適格法人要件についても、同様に適用外になります。第3号信託の引き受けの禁止ですが、信託の引き受けではございません。第4号農作業常時従事要件についても、第1号、第2号と同様に適用外になります。第5号転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するもので

はありません。第6号地域との調和要件ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取り決めに遵守するとともに、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員となりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇〇〇は従来から今回の申請地を耕作されていましたが、正式な契約はしておりませんでした。〇〇〇〇さんも〇〇の施設であり、今回、法律に基づいて契約をしていただきたいとお伝えし、正式に賃貸借契約をすることになりました。地図は5, 6ページで、〇〇〇〇の南側の農地です。野菜等を作付けし、販売しているとのこと。問題は無いと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

社会福祉法人は要件が適用外というのは、何か目的があったりするのですか。

○事務局

農福連携が目的です。工賃を上げるために農作業を手伝ってもらったりすることなどがあります。ただ、農地として農地を利用するという本質は変わりません。

○議長（会長）

他にご意見はありますでしょうか。

○委員 〇〇委員

〇〇〇〇は社会福祉法人ということで、議案書は単に「〇〇〇〇」ではなく、「社会福祉法人 〇〇〇〇」という文言にするべきだと思われます。

○事務局

承知しました。

○委員 〇〇委員

以前から耕作されていた農地ということですが、今回の申請で新たに増えた農地はあ

りますか。

○委員 ○○委員

以前まで耕作されていた農地から増えている農地はありません。

○議長（会長）

他にご意見はありますでしょうか。

○委員 ○○委員

そもそも、農地所有適格法人でないと農地は貸借のみで、取得はできないこと。今回は例外で社会福祉法人であるため、要件の適用がないものがあることを丁寧に説明していただいた方が、新しい方もわかりやすいかと思います。

○事務局

ご指摘の通りです。

○委員 ○○委員

「社会福祉法人 ○○○○」という文言で申請があったのですか。

○事務局

○○○○は○○の組織であり、社会福祉法人であることは間違いないです。今回○○○○から申請がありました。申請書の譲受人の名前には、「社会福祉法人」という文言はありません。

○委員 ○○委員

それでは、いけないと思います。農地法施行令には、3条の要件が適用されない法人は、「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるもの」と記載がありますので、どのような法人か分かるように、また、個人ではなく法人が貸借することが分かるように、「社会福祉法人」の文言は必要だと思います。

○委員 ○○委員

「社会福祉法人」以外にも、法人の記載は一般的にしているものですか。

○事務局

例えば、「農地所有適格法人」が3条の譲受人になる場合、「株式会社」という記載をしているだけで、「農地所有適格法人 株式会社」とは記載していません。今回の申請については、ヒアリングも行っており、また、申請書に、社会福祉事業団の登記簿も添付していただいていますので、議案に記載はありませんが、「社会福祉法人」であることの確認はしております。

○委員 ○○委員

私は、そもそも○○○○さんがどのような組織なのか分かっていないのですが、○○が行っている事業の組織なのでしょうか。

○事務局

公共団体が行うような第1種社会福祉事業、それに準ずる、第2種社会福祉事業を行っている法人です。○○が組織しています。

○議長（会長）

表記の仕方は最終的にどうなりますか。

○事務局長

○○委員がご心配されている、個人か法人かということについては、個人であれば通常「○○○○」や「○○」の表記はせず、個人の住所と個人名を表記するようになります。ただ、より一層、法人が貸借をするということ、またどのような法人かが明確になるように、「○○○○」の上段に「社会福祉法人」という文言を入れ、修正させていただいてご承認ということにしていただけたらと思います。

○委員 ○○委員

了解しました。

○議長（会長）

他にご意見はありますでしょうか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

7番 譲渡人 三重県津市○○○○番地○ ○○ ○○。譲受人 東温市○○○○番地○ ○○ ○○。場所は、○○○○番○、畑、337㎡です。権利内容は代物弁済です。

○○さんに関しては、新規就農者となりますので、別紙2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書に関しまして、1反未満の取得に当たるため、事務局で、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しています。第1号全部効率利用要件ですが、譲渡人は県外に居住しており農地管理は妻である譲受人と母親が季節野菜を植え、管理を行っています。農機具は耕運機を保有しています。収穫物は自家消費や近所の方で消費されています。今般離婚の協議で財産分与の代物弁済の話があり、今回の申請に至りました。第2号農地所有適格法人要件ですが、法人による取得ではごさい

ません。第3号信託の引き受けの禁止ですが、信託の引き受けではございません。第4号農作業常時従事要件ですが、常時、本人、母の2名で従事されます。第5号転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するものではありません。第6号地域との調和要件ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取り決めに遵守するとともに、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加することです。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、本来、地元、〇〇委員の報告ですが、初めての農業委員会ですので、事務局から確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明いたします。地図は7ページをご覧ください。〇〇〇〇北側の円の中にある農地です。譲渡人が父から相続した農地ですが、譲渡人は県外に住んでおり、元々譲受人と譲受人の母が管理していました。今般離婚の話が持ち上がり、当該農地の代物弁済契約結んでいました。譲受人は今までも季節野菜を作付けしており、農地の管理はできています。特に問題は無いと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

質問がないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 東温市〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇。譲受人 松山市〇〇〇〇番 〇〇〇号 〇〇 〇〇。場所について、一部訂正があります。4筆ある中の〇〇〇〇番〇について、農地の一部に墓地がありましたので、今回の売買からは外させていただきます。ですので、残りの3筆が今回の審議の対象になります。〇〇〇〇番、畑、318㎡、同所同字〇〇〇〇番〇、畑、319㎡、同所同字〇〇〇〇番〇、畑、100㎡、計3筆の737㎡です。権利内容は売買です。作付作物は野菜、果樹です。主な農機具の保有状況は、草刈り機、鍬です。労働力は、本人、夫、息子の常時3人です。耕作面積は136㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員となりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図は8ページをご覧ください。〇〇〇〇の周辺の農地になります。宿泊施設や飲食店があることで若い人も比較的多く来る場所です。ただ、農地は荒れている状況です。〇〇〇〇の北側に〇〇さんの家がありますが、該当農地の前の所有者の持ち家になります。その宅地も購入し、住まわれる予定で、周りの農地も一緒に購入します。申請人の息子さんが、壊れかけの古民家を生かしていくような活動をされており、宅地にある家もリフォーム等を行う予定です。元々荒れている農地ですが、農地として管理していただくようお願いはしています。今回墓地があったということで、確認不足でしたが、その他の農地については、そういうような状況です。

特に問題は無いと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

1筆の農地に墓地があったということですが、譲受人が、墓地があることで売買をやめられたのか、そもそも農地法上の手続きができないのかどちらになるのでしょうか。

○事務局

農地法上の手続きができないようになります。農地法は農地を農地として売買・貸借するための法律ですので、農地以外の墓地等は売買・貸借できません。今回の件は、墓地の部分を分筆していただき、農地となった部分のみを、売買することができます。

○議長（会長）

他にご意見はありますでしょうか。質問がないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第2号農地利用集積等促進計画案への意見について、1件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見について議題といたします。

農業委員会の議案とする理由について説明いたします。農業経営強化基盤法の改正により、従来の利用権設定が廃止され地域計画策定後から農地中間管理事業による利用権設定へ変更となったことに伴い、昨年4月から農地中間管理事業による利用権設定を受

付けております。今回は6月末までに申出書の提出があった案件について、機構からの同意が得られましたので、速やかに「農用地利用集積等促進計画案」を作成し機構に提出する必要があります。提出にあたり農用地利用集積等促進計画」の素案を市が作成する際に農業委員会の意見を求めることとされておりますので、今回議案としてあげさせていただきます。

今回は初めての委員さんも居ますので、農地中間管理権が設定されるまでの流れを説明いたします。

お配りしております「中間管理権の設定手続きフロー」をご覧ください。

まず、11月1日開始分の案件につきましては6月から受付を開始し7月末までに提出していただくこととしており、①で更新通知発出。以前までの利用権設定の終期に近い方に案内をしています。②で貸手及び借手から利用権設定申出書の提出がありましたら各月末で受付をしめて、③で市から機構に対して、意見書の提出を行います。④で意見書に対して機構から同意が得られたら促進計画案の作成依頼がありますので、⑥で市が促進計画案の作成提出をする際に⑤朱書きで記載しております農業委員会の意見を求めることとなっております。今回の議案はこの部分となっております。総会後先ほど説明させていただいたとおり、市から機構にたいして⑥「農用地利用集積等促進計画案」を提出し、機構で内容を審査後⑧機構が「農用地利用集積等促進計画」を作成し、市に対して認可申請がありますので、⑨機構が作成した促進計画を市が認可公告し農地中間管理権が設定されるという流れになります。

それでは議案に戻りたいと思います。お配りしております「農用地利用集積等促進計画案」の概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

11月1日開始で6月末受付分です。申し出件数は40件、面積は108,614㎡。

所有者は37名、耕作者は29名です。期間は、最低でも5年以上となっていることから、5年と6年と10年となっております。米10aあたりの賃借料については、現金で最高値が15,910円、最低値が5,445円です。現物では、最高43kg、最低8kgとなっております。

地目別は、田が108,517㎡、畑が97㎡です。

2ページは期間別、地目別の面積等が記載しております。

3ページ以降は農地中間管理権設定一覧となっております。左から所有者、耕作者、土地の所在地等、契約期間、利用内容、賃料、地域計画位置づけの有無を記載しております。説明は以上です。ご審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

中間管理機構はどこにある機関でしょうか。

○事務局

愛媛県の機関で、今は、中予地方局内にあります。

○委員 ○○委員

中間管理機構を通しての貸借になってから1年あまり経ったと思いますが、以前の方法と比べて、何かメリットはあるのですか。

○事務局

農地の賃料に関して、機構を通すことで、払った、払っていないというようなトラブルは避けられるというのはメリットになります。ただ、お米のやり取りに関しては、どうしても、機構を通さず、直接のやり取りになります。

また、所有者の視点から、貸借の契約期間が満了した時点で、農地が確実に自分の手元に帰ってくるということもメリットになります。

○委員 ○○委員

利用者数の傾向はどうですか。

○事務局

契約の更新通知を送付した方については、大体更新をしていただいています。ただ、未相続農地が関わる貸借や高齢者の方は、利用されていない方もいるのではないかと予想しています。件数としては、横ばいから減少傾向ではないかと思われます。

○議長（会長）

農地中間管理機構を通しての貸借は以前のやり方と比べ、非常に煩雑です。全国農業委員会としては、国に対し、もう少し簡素化をしてほしいと要請はしているところです。

他にご意見はありますか。質問がないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第3号東温市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、1件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

農林振興課の○○と申します。

農業委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から本市の農業振興および農地行政の適切な運用に、多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、早速ですが「東温農業振興地域整備計画」変更の概要をご説明いたします。

これまでの計画は、平成16年9月に旧重信町と旧川内町が合併する以前の古い計画がベースとなっており、それぞれの地域で個別に策定された経緯がありました。そのため、合併から長期間が経過した現在、これまで行ってきた、個別案件により農用地区域から除外した農地について、東温市全体の土地利用の状況を、一度整理しようとするものでございます。

今回の変更は、新たな事業を行い、これまで行ってきた事業をやめてしまう計画ではございません。

あくまでも、これまで個別案件でそれぞれ行ってきた、農用地区域から除外した農地について、整理を行うものでございます。

この計画変更につきましては、順次変更手続きを進めており、現在、県と協議中で、今後、農業委員会や土地改良区の同意が必要となります。

そのため、本日、皆様をお願いしたいのは「東温農業振興地域整備計画」の変更に伴う、農業委員会の同意についてで、ございます。

先日、7月29日に土地改良連絡協議会の理事会におきまして、土地改良区の理事長に対してご説明をさせていただき、順次ご同意をいただいておりますのに引き続き、本日、農業委員会におきましてご説明の上、ご同意をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料1枚目の「1. 変更の経緯と目的」をご覧ください。

冒頭で申しましたとおり、今回の計画の変更は、旧重信町が平成6年に、旧川内町が平成7年に策定した計画を、東温市の統合した計画として整理を行うものでございます。

また、高齢化等による農業従事者の減少や、野生鳥獣による被害の拡大などより、遊休農地や荒廃農地の増加に対応するため、現状の社会情勢の変動に即した形で、計画を変更することといたしました。

続きまして、「2. 土地利用の現況と農用地区域の整理」についてご説明いたします。

今回の変更に際し、法律に基づき実施し、その結果を踏まえ、優良農地として守るべき農用地区域、いわゆる「青地」の地番と面積の整理を行いました。

資料にあるとおり、本市の農業振興地域面積は11,417.9ha、そのうち現況の農用地（田・畑）は1,949.3haとなっています。

今回の計画変更（案）では、このうち一定の集団性があり、将来にわたって農業生産の基盤として維持すべき「農用地区域」を1,402.3haといたしました。

これに伴い、今回の整理で214.9haの農用地区域が減少します。内訳は田が128.2ha、畑が86.6haなどとなっています。

次に「3. 地区別の農業上の土地利用の方向性」です。

本市は、平坦地から中山間地にいたる標高差の変化に富んだ地勢を有しておりますので、それぞれの地区の特性を活かした土地利用を推進してまいります。

資料2枚目に移りまして、「4. 農業生産基盤の整備開発計画」についてでございますが、機械利用の合理化と生産性の向上のため、本計画では地区ごとに基盤整備等の方針を掲げております。

例えば、現在、南吉井地区の田窪・北野田におきまして、農地中間管理事業を活用し

た「農地中間管理機構関連農地整備事業」として、約14.2haの整地工を含むほ場整備事業が進行中でございます。

その他の地区につきましても、各地域の実情に合わせ、基盤整備をはじめ、農道改良・用排水路・ため池等の整備を図ってまいります。

また、「他事業との関連」としまして、昭和・平成に整備された面河ダムや頭首工、幹線用水路などの老朽化した農業水利施設の整備として、令和5年度より国営のⅢ期事業が着工されておりますので、市としてもこの事業の進捗に合わせ、必要に応じて用水施設等の整備・改修を計画的に行い、効率的な施設の安全管理に努めてまいります。

次に「5. 農用地等の保全・効率的利用計画」でございます。

農地は一度荒廃してしまうと、その復旧には多大なコストと労力がかかり、非常に困難となります。そのため、ハード整備と合わせて、ソフト面での保全管理が不可欠となります。

本計画では、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」の推進と効果的な運用を、今後も推進していくこととしています。

資料3枚目に移りまして、具体的な農業経営の目標、いわゆる中核的担い手の目標として指標をお示しし、各種補助制度や関係機関の指導のもと、土地利用型農業にふさわしい適正規模の営農類型を設定し、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集積・集約化を推進します。

また、労働力不足への対応として、AIやICT、ロボット技術を活用した「スマート農業」の導入支援や、営農意欲の減退を招く、イノシシ・サルなど鳥獣被害の防止対策も計画に盛り込み、優良農地の維持に努めてまいります。

最後に「6. 担い手育成と安定的な就業の促進」についてでございます。

将来の東温市農業を担う人材を、一人でも多く確保するため、JAが令和7年4月に開設した見奈良地区の「新規就農研修センター（約3.5ha）」を積極的に活用します。ここでの実地研修を通じて、若い新規就農者や農業後継者の定着を図ってまいります。

以上が、今回の東温農業振興地域整備計画の変更の概要でございます。

農業委員の皆様におかれましては、地域農業の現場をよく知るお立場から、本計画の目指す方向性にご理解をいただき、今回、整理した計画が、今後の皆様の活動をより円滑に進められるよう、計画を策定してまいりたいと考えておりますので、本計画変更（案）につきまして、ご同意をいただけますよう、お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

地域整備計画の概要ではなく、そのものはどこで確認できるのですか。

○事務局

現在は県に実物がありますが、県との協議が終わり次第、11条公告をしますので、そこで確認できます。

○委員 ○○委員

公告ということは、インターネットで確認・閲覧できるのですか。

○事務局

今は、農林振興課窓口での縦覧を考えています。

○委員 ○○委員

窓口ということは、多くの人の目には触れないのですか。

○事務局

ホームページにて、農林振興課窓口で整備計画を縦覧できるということは、周知する予定です。

○委員 ○○委員

農用地区域が減っているということですが、今回の変更で減ったのか、今まで段階的に減ってきたものを整理したのですか。

○事務局

段階的に減ってきたものを整理していますし、公共転用など、青地のまま転用していたものもありますので、それらについても今回の計画変更で減らしています。

○委員 ○○委員

今回214.9haの農用地区域が整理されていますが、山間部の農地等を見直して、214.9haが減ったという認識で大丈夫ですか。

○事務局

航空写真を見て、現状がどうなっているかを確認し、整理しています。また、農業委員さんに農地パトロールを毎年行っていていただきますが、報告していただいた、農地としての利用は見込めないような農地も今回整理しています。

○事務局長

補足になりますが、30年の間、農振除外は個別に行われてきました。道路整備や、志津川区画整理事業、野田区画整理事業など、その時々で除外をしていましたが、個別に積み重ねているだけで、形としては整理されていませんでした。今回の計画の変更はそれらを整理しているものになります。

○委員 ○○委員

経緯があるということが、分かりました。

○委員 ○○委員

概要だけ示されたものに対して、同意をするというのは無理があるのではないですか。土地改良区ごとにどれだけ減ったかなど、どこがどのように変わったのかが分かるように説明をしていただきたいです。

○議長（会長）

もちろん、青地が増えると管理も大変になります。ただ、青地は、中山間交付金、多面的機能交付金の採択要件になっていますので、減らす場合は、地域へのご相談が必要になるのではないかと思います。

○事務局

今回青地が214.9ha減るということですが、約9,000筆ありまして、その半分以上の5,000筆以上が公共転用によるものです。国、県、市の事業で道路などになっており、公共用施設用地になっています。農振除外が不要であることから、青地のまま残った農地が30年間積み重なってきましたが、今回その青地を整理します。

また、先程会長が言われていた、現段階で、農用区域で中山間交付金、多面的交付金の対象となっている農地は、減少させていません。県からの指導もあり、一切触っていないところになります。ただ、ごく一部ですが、現況が山林等になっている非農用地については、減少させています。また、前農業委員さんに農地パトロールしていただいた結果、明らかになった赤区分、荒廃状況が重度であって農地として再生利用が困難である農地についても減少させています。

○○委員の言われている地区ごとでの減少についてですが、まとめることが非常に困難です。

ただ、計画の変更後は、青地一覧を作成します。今の現行計画では、ある農地が青地かどうかは一見するとわからないですが、青地一覧を見ていただくと、1筆1筆、地区ごとにどこが青地になっているかは確認できます。

○委員 ○○委員

大型商業施設等で個別に除外していたものも減少に含まれているのですか。

○事務局

最近では、○○○○の話がありますが、全体見直しの前に個別の農振除外を行っており、元より減少しております。

○議長（会長）

他にご意見はありますでしょうか。質問がないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、１０件、これで全て終了しました。

以上で第１回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。